

相模原市農業委員会第31回会議議事録

開 会 日 時 令和6年10月1日 午後1時37分

閉 会 日 時 令和6年10月1日 午後2時32分

開 催 場 所 市民会館3階 第1大会議室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
⑤	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直 田中博貴

議事録署名人 議 長

議席 4 番

議席 16 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 3 2 号	令和 7 年度相模原市農地等の利用の適正化の推進に関する意見について
3	議案第 3 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 3 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
5	議案第 3 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 3 6 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 3 7 号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第 3 8 号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第 3 9 号	地域計画目標地図の素案について
1 0	報告第 3 7 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
1 1	報告第 3 8 号	農地所有適格法人の報告について
1 2	報告第 3 9 号	非農地証明書の発行について
1 3	報告第 4 0 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 4	報告第 4 1 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第31回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番渋谷久夫委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

傍聴希望者はないとのことでございます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年8月30日から令和6年9月30日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

9月5日、第1回農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議が開催されまして、阿部会長、私、前田が出席しております。内容につきましては、中間管理事業の業務委託についてほかでございます。

9月18日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告14件となっております。

同日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度補正予算の承認についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

8月30日、農業委員会第30回総会を行いまして、農業委員18名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

9月11日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会が開催されまして、推進委員7名が出席しております。

9月12日には、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告会が開催されまして、推進委員10名が出席しております。内容につきましては、いずれも8月の活動報告についてほかでございます。

9月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

9月11日、鳥屋におきまして農地再生モデル事業が行われまして、菱山副会長ほか出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の消毒作業でございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 議案第３２号 令和７年度相模原市農地等の利用の最適化の推

進に関する意見について

議長（阿部会長）

続いて、日程２議案第３２号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、１ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第３２号 令和７年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和７年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第３８条第１項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和６年１０月１日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、２ページから９ページを御覧ください。

市への意見の内容につきましては、８月２３日開催の農政運営委員会及び８月３０日開催の全員協議会等で御審議いただいたものでございます。本日は全案文の朗読は省略させていただきます。

市への意見につきましては、本日の総会で御議決いただいた後、阿部会長、菱山副会長、高橋農政運営委員会委員長、齋藤憲一副委員長、天野農地あっせん委員会委員長、小林副委員長の合計６名の農業委員に御出席いただき、市長に提出する予定となっております。なお、日程については、１０月２４日で調整しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第３２号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程2議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第33号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-5から3-9及び3-1013から3-1014は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。

収受番号3-5から3-8までの4件は、農地所有適格法人であるミヤコ農園株式会社が、相模原市緑区及び中央区に住む譲渡人が所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請は大島の畑、5筆、1,883㎡です。今後の作付は、収受番号3-5から3-7でニンニク、ジャガイモなど露地野菜を収受番号3-8でブルーベリーを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地21筆、20,404㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、代表取締役が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-9は、相模原市中央区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は上溝の畑、2筆、1,166㎡です。今後の作付はブルーベリーを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地7筆、2,225㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が210日、譲受人の父が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺農地の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号3-1013は、緑区又野に住む譲受人が、中央区千代田に住む譲渡人の農地を経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請地は又野

の畑、1筆、496㎡です。今後の作付は、ニンニク、ラッキョウ、キャベツなどの露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地3筆、1,360㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が170日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-1014は、緑区名倉に住む譲受人が、東京都三鷹市に住む譲渡人の農地を経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請地は名倉の畑、1筆、876㎡です。今後の作付は、キウイフルーツなどを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、4,534㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、子が50日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-5から3-8については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

9月21日に現地を見てまいりました。こちらは2つに分かれているうちの間がミヤコ運送が駐車場に使っている場所で、写真の左側は、以前、荒廃農地というか、草が生い茂った場所で、私が見に行ったときは、この写真よりもきれいな状態になっておりました。以前、荒廃農地だったところを復旧させ使用するため、歓迎すべき案件だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-9については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7番（小林委員）

9月22日に現地を確認してきました。現況は、耕うんされている状態です。画面の右側にハウスみたいのがあるんですけど、堆肥舎でして、その方も酪農をやっていたんですけども廃業されていまして、今、それが建っているだけの状態ですので、周りの農地に関しましても、影響はないかと思っています。また、譲受人は造園業ですけども、農作業常時従事要件210日と父親が350日ということで、農用地ですけども、ブルーベリーをやるということで、特に問題はないかと思っております。御審議よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1013については、津久井地区担当、大塚優子委員、お

願います。

6 番（大塚委員）

9月27日に高城推進委員と一緒に見てまいりました。写真を見ていただきますと、とても平らで、きれいな畑でした。今度、所有するのは、前の青い屋根の2階建ての家の方で、宅地続きの畑となりますけれども、大変いろいろなものを栽培していて、いいのではないかと思います。住宅街の中の畑ではありますが、農地として守られていけば、とてもうれしいと思います。あとは特段、問題はないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1014については、藤野地区担当、加藤正博委員、願います。

3 番（加藤委員）

9月26日に倉田推進委員と歩いてきました。案内図の上のほうが相模湖の上流で、川になっているところです。写真のほうで見ると、草が大分ありますが、現場を見たら、草を刈って少し少なくなっていました。シカやイノシシが出ているので、電気柵をしなければ無理ではないかなと思っています。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17 番（藤村委員）

収受番号3-1013は既に1,000㎡やられているのですが、農業経験はどんな感じでしょうか。

事務局（伊藤所長）

この方は新規就農ではなくて、親の農地を引き継いでいます。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17 番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第33号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

日程４ 議案第３４号 農地法第４条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程４議案第３４号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは１３ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第３４号 農地法第４条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号４－７は相当とする理由があるので、農地法第４条第３項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和６年１０月１日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、１４ページを御覧ください。

收受番号４－７は、申請人が所有する大島の農地、１筆、１,３４１㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１０ページを御覧ください。農地区分は第３種農地です。申請理由といたしましては、医療法人社団からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、出入口を除き、北側一部に土留め鋼板を設置し、残りの北側一部及び南側は、既設ブロック、既設フェンスを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立大沢小学校の南約１００ｍです。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号４－７については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

１２番（山口委員）

９月１４日に現地を確認してきました。こちらは西側、東側は道路に接しておりまして、南側は駐車場と住宅です。北側は半分以上が駐車場に接していきまして、一部畑に接してはいるんですけども、この設置の状況でしたら、営農環境には全く影響はありません。住環境にも影響はありません。ここは従来からも管理されていた場所で、この環境で、よく今まで荒らさずにおいていただけたなと思う場所でもあります。全く問題ない案件だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第34号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第35号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-5及び5-1041から5-1042は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16ページを御覧ください。

收受番号5-5は、譲受人の戸田サッシ工業株式会社が、譲渡人が所有する新磯の農地、1筆、991㎡に賃借権を設定し、フットサル場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、製造業を営んでいる運営会社の新規事業として、フットサル場の需要が見込まれるため、新たにフットサル場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、南側に土留め鋼板を設置し、東側及び西側は既設擁壁を利用する計画です。雨水については、碎石敷き及び浸透人工芝による敷地内浸透とする計画です。申請地は丘整形外科病院の北西約170mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件については、先月の総会で御審議いただいた東京電力パワーグリッド株式会社が、リニア中央新幹線への電力供給に伴い、鉄塔建設工事に係る事案と同様の内容になります。

收受番号5-1041は、借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人が所有する緑区三ケ木の農地、3筆、3,020㎡のうち2,070㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地及び仮設進入路として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由としましては、借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が、リニア中央新幹線の電力供給に伴い、鉄塔建設工事に係る工事用地及び仮設進入路として一時転用するための申請です。転用期間は令和7年10月31日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口部分を除き、周囲をガードフェンス高さ180cm及び畦波シート高さ30cmで土留めをし、雨水については、0.5cmから1cm間隔で鉄板を敷き、その隙間から敷地内浸透させます。申請地は神奈川県立津久井高等学校の南西約330mです。

続きまして、收受番号5-1042は、借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人が所有する緑区三ケ木の農地、1筆、905㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地

として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が、リニア中央新幹線の電力供給に伴い、鉄塔の建て替え工事に係る工事用地として一時転用するための申請です。転用期間は令和7年10月31日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化として、出入口部分を除き、周囲に防音パネル高さ2.5mを設置し、土留め策としては、既存石積み擁壁を使用するとともに、土のう及び畦波シート高さ30cmで土留めをし、雨水については、0.5cmから1cm間隔で鉄板を敷き、その隙間から敷地内浸透させます。申請地は神奈川県立津久井高等学校の南東約400mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-5については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

調査してきました。ここは、隣は資材置場で、見てのとおり、耕作はしていませんでした。フットサル場ということで、防護壁もあるので、全然、問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1041及び5-1042については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

9月24日に津久井事務所の職員と一緒に見てまいりました。内容的には1年と2か月、令和7年10月31日までの賃借で、また通常どおり畑に戻すということなので、あとは事務局の説明のとおりで、問題はないかと思います。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言はございませんか。

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第35号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程５議案第３５号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程6 議案第36号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-5から6-6及び6-1016から6-1017は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内の2件について説明いたします。

整理番号6-5及び6-6は、期間満了に伴う更新のための利用権を設定するもので、契約期間の開始は令和7年1月1日からとなっています。契約期間は、整理番号6-5が10年、6-6が3年で、合計件数は2件、4筆で、合計面積は2,249㎡です。当該農地では露地野菜を栽培していく予定です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号6-1016は、本農業委員会が令和6年8月7日に新規就農者認定した農業者が新たに利用権を設定するものです。案内図は18ページを御覧ください。契約期間は3年3か月、件数は1件で、4筆、面積は2,344㎡です。

続きまして、整理番号6-1017も、本農業委員会が令和6年8月7日に新規就農者認定をした農業者で、新たに利用権設定をするものです。案内図は同じく18ページを御覧ください。契約期間は3年3か月で、件数は1件、5筆で、面積は2,038㎡です。

この2つの議案の方々は夫婦でありまして、新規就農者の報告をさせていただいたときにも説明を差し上げましたが、家族経営という形をとっております。1016の方が主経営者で、1017の方が、その補助といいますか、一緒にやっていく方ということで認定をしています。この農地においては、作物としては、サツマイモ、大根、トマト、ブロッコリー、ニンジンなどの露地野菜を作っていく予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

整理番号6-1016、1017の案内図を見ますと、借りた土地がうまい具合に1枚でできていて使いやすそうですけど、前歴は何かあったんでしょうか。

事務局（伊藤所長）

この農地は、以前に違う方が借りていて、その方が結構前に解約されていて、ここで新規就農という形で借り入れられたということになります。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第36号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 37 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、22 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-42 から 6-57 及び 6-1009 から 6-1011 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23 ページから 26 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。本庁管内の 16 件について説明いたします。

このうち、整理番号 6-42 及び 6-43 は、耕作者変更に伴う申請で、合わせて 2 件、3 筆、5,250 m²です。なお、整理番号 6-43 は、本農業委員会が令和 6 年 8 月 6 日に新規就農者認定した者が初めて借り受けるものとなっています。

続いて、整理番号 6-44 から 6-57 までの 14 件は、期間満了に伴う更新のための利用権設定で、合計 22 筆、25,812 m²となります。これらのうち、整理番号 6-48 はキウイフルーツを、それ以外は露地野菜を栽培する予定です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号 6-1009 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 20 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 3 か月、件数は 1 件で、1 筆、面積は 688 m²です。今回の農地においては、大豆を作付していく予定です。

続きまして、整理番号 6-1010 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 22 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 3 か月で、件数は 1 件、1 筆で、面積は 2,183 m²です。今回の農地においては、大豆、麦を作付していく予定です。

残りの 1 件の整理番号 6-1011 は、期間満了に伴う更新で、1 件、1 筆、900 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第37号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 38 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、7 番小林康史委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

7 番 小林康史委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 8 議案第 38 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、27 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-58 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、28 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

整理番号 6-58 の 1 件は、期間満了に伴う更新のための利用権設定で、1 筆、1,660 m²となります。当該農地では露地野菜を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 38 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程８議案第３８号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了しましたので、７番小林康史委員には、御着席をお願いします。

７番 小林康史委員 着席

日程 9 議案第 39 号 地域計画目標地図の素案について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 9 議案第 39 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、29 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 39 号 地域計画目標地図の素案について。農業経営基盤強化促進法第 20 条第 2 項の規定に基づき、同法第 19 条第 3 項の規定に基づく地図の素案について、別紙のとおり作成する。令和 6 年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

これより担当から御説明させますので、よろしくお願いします。

事務局（田中主査）

それでは、別途配付している別紙、地域計画目標地図の素案を御覧ください。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画において定めることとなる地域計画の区域において、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを表示する地図、いわゆる目標地図について、市長から素案を作成し、提出するよう求めがあったため、作成するものです。

令和 6 年 5 月 20 日に収受した依頼通知において、10 月 4 日を期限として提出するよう求められております。また、法律上の規定でも、令和 7 年 3 月末までに策定するようという期限があります。そこに向けた短い期限の中での作成ということになります。

市の策定方針として、旧相模原市域と旧津久井 4 町の区域の 2 つの地域計画を策定すること、原則として農用地区域に限って計画区域とすること、現時点の農業従事者をその農地の農業を担う者として設定し、精査は適宜行うものとするなどが示されたため、この方針にのっとり、素案を作成しています。

なお、地域計画への掲載について、同意しない農業従事者については、該当農地の農業従事者であっても掲載しない予定です。今回の議案においては、9 月 4 日現在で不同意の確認が取れたものについては掲載せず、当該農地の「農業を担う者」を「今後検討」という区分で表示しています。今回の素案の提出以降も、市が策定するまでの間に不同意の確認が取れたものについては、「今後検討」に修正される可能性があります。

ページをおめくりください。

「農業を担う者」については、目標地図の地図上に表示することになっていますが、個人情報保護の観点から、氏名ではなく耕作者番号で表示することとしています。地図上の耕作者番号と実際の農業従事者については、こちらで御確認ください。

ページをおめくりください。

配付資料の後ろに添付したものが目標地図の素案となっております。なお、皆様のお手元の地図については、担当地区等に限って配付させていただいております。必要に応じて、前のスクリーンに表示しますので、必要があれば、質問のときにおっしゃっていただければと思います。

地図上、認定農業者と認定新規就農者の耕作地を緑、「農業を担う者」を特定せず、「今後検討」としている農地を灰色で表示しております。大規模に耕作している農業従

事者であっても、認定農業者や認定新規就農者でない場合、今回は灰色になっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

15番（八木委員）

今、耕作者番号一覧ということであるんですけども、この方々には、農業委員会もしくは農政課、行政管轄から何か働きかけというのはあったりするものでしょうか。

事務局（田中主査）

農政課から封書で、経営規模を拡大するか、縮小したいかという意向と、この地域計画目標地図に掲載してもよいかどうかという同意、不同意の調査を行っております。今後、第2回協議の場が開かれて、参加されれば、参加者との協議、あとは認定農業者でも、今のところ、農用地区域を耕作している認定農業者、認定新規就農者に限ってここに表示されることになるので、載っていない認定農業者の方にも、今後、ヒアリングなどを実施している段階か、これからしていくというのが農政課の動きとして聞いております。

15番（八木委員）

実は、その封書というのは私のところにも来たんですけども、今後、拡大意向のある耕作者の方たちは、例えば農地のあっせんを強化していくとか、そういったことは想定されているのでしょうか。

事務局（田中主査）

もともと、改正された農地中間管理事業法の中で、地域計画目標地図に従った貸し借りを推進するということになっております。ただ、今回、策定を目指しているものは、来年3月までの期限に向けてつくらなければいけないもので、まずは今、耕作している方で、通常、認定農業者というのは、本来、拡大志向をもって計画が認定されて認定農業者になることから、拡大志向が一定程度あるだろうということから、今耕している認定農業者の方をそのまま、その土地は10年後もやっていただけるだろうという見込みの下で作成しているものになります。それ以外の方が耕作しているところについては、「今後検討」ということになっていきますので、法律上は、そこを別の方が耕しても、特にあっせん上、問題ないだろうということなので、そういう意味では、「今後検討」になっている農地の近くを耕している認定農業者が耕そうと思えば、あっせんによって貸し借りが成立する可能性はあります。今の段階では、作り込んでいる目標地図はこういう内容になっているので、それに従ってやるのですが、基本的には、具体的に貸し借りの調整が済んだものについては借受けが成立するということになると思います。

15番（八木委員）

ありがとうございました。

17番（藤村委員）

この地図をもって、何かしろということではなくて、これを見て了解すればいいということでしょうか。

事務局（田中主査）

今回は、事前調整が終わって策定の段階に入っているということになります。農業委

員会としては、素案をつくって、その素案を市長側に提出する。今度、策定の段階で修正があれば、目標地図素案から修正をして、最後の策定に入ることになります。なので、この段階では、一旦、農業委員会としては完成版としてお配りしています。これで一旦、素案として市長側に提出しますというところの決定を諮るものになります。今後、地域で話し合いが持たれる場合、そのときに話し合いで必要になる地図というのは、その場で提供されると思いますので、これを持ち帰って地域を回っていただくというものではありません。あくまで今回の総会の中で決定していただく内容ということでお配りしております。

１７番（藤村委員）

地図の８の真ん中に、ねずみ色の中にエビ茶色の線で四角く囲ってあるのですが、これはなんですか。

事務局（田中主査）

こちらは、市役所の中にある地図ソフトを使っています、その情報処理の都合上、どうしても、本来、表示されない枠というのが、時々、表示されてしまっている筆が出てしまっています。特に問題ないものですので、気にしないでいただければと思います。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、ほかに御発言がございませんので、これより採決をさせていただきます。議案第３９号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程９議案第３９号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 0 報告第 3 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

て

日程 1 1 報告第 3 8 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 2 報告第 3 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 3 報告第 4 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 4 報告第 4 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

1 件ございます。

4 4 ページの報告第 4 0 号ですけれども、番号 1 0 1 1 の報告の中で、農業委員会によるあっせんの希望が「有」となっております。現状は耕作されていない農地ですが、草刈りなどの管理はされている土地です。ただ、相続人のどなたが草刈りをしているのか分からないんですけれども、今後、こちらの農地については、地区担当の農業委員と推進委員、神奈川つくい農協と、あっせんに向けての耕作希望者を探していきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

議長（阿部会長）

本件については、よろしいですね。

ほかに、皆さんから御発言はございませんか。

1 9 番（加藤委員）

報告第 3 8 号、農地所有適格法人の報告について、3 4 ページと 3 5 ページの農業関係者の議決権の割合が 8 9、議決権の数の合計が 6 6、その下の農業関係者以外の者の議決権の割合が 1 1、議決権の数の合計が 8、ここの関係、もう少し説明してもらっていいですか。

また、青空農園は今でも実際に活動しているんですか。

事務局（武信総括副主幹）

活動自体は、今もしております。露地野菜、主力的にはサラダセットというのを西門付近の直売所で販売しているということになっております。

青空農園は、もともと出資者を募って、出資者がいる形で農業法人として立ち上げたところになりまして、残りの議決権については出資者のものになっております。

19番（加藤委員）

ここへ出てこない人ですか。

事務局（武信総括副主幹）

そうですね。また、35ページの農業関係者の3名の名前と、36ページの理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況での名前が変わっている部分があるんですけども、こちらについては、35ページの方が株主名簿に記載があり、議決権を有する人で、36ページの方は株主名簿には記載がないですが、法人役員として法人登記に記載がある人という形で記載されているということで、どちらについても農業に従事しているということになっております。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程10報告第37号から日程14報告第41号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第32回総会は、令和6年10月31日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第31回総会を終了いたします。